

情審第45号
令和6年4月9日

長野市長 荻原 健司 様

長野市情報公開審査会
会長 関 良徳

長野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年6月19日付け5環温第357号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

本件対象行政情報である「令和5年3月3日対応記録用紙」について、実施機関が非公開処分を行った部分のうち、特定の店舗名については非公開が妥当であるが、別表に掲げる部分については公開すべきである。

2 本件事案の経緯

(1) 公開請求

審査請求人は、長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、令和5年3月7日付けで「長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例（平成22年長野市条例第65号。以下「改正ポイ捨て条例」という。）施行に伴う巡回指導員パトロール業務」に関する報告書等について、行政情報の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人が公開請求した行政情報について特定し、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報並びに同条第3号に該当する法人その他団体に関する情報を非公開とし、その他の部分を公開として、令和5年3月20日付けで部分公開の処分を行った。

(3) 審査請求

これに対して、審査請求人は、令和5年3月20日付けで公開された資料のうち、「令和5年3月3日対応記録用紙」に関する実施機関の処分を不服として、令和5年3月28日付けで審査請求を行った。

(4) 諮問及び弁明書の提出

実施機関は、条例第18条の規定に基づき、令和5年6月19日付け5環温第357号により、当審査会に対して諮問し、併せて弁明書を提出した。

(5) 反論書

実施機関からの諮問及び弁明書の提出を受け、審査会から審査請求人に対し、反論があれば令和5年7月12日までに反論書を提出するよう通知したが、期限までに提出はなかった。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

「原処分のうち、個人に関する情報と法人に関する情報を非公開とした処分を取り消し、該当部分を公開せよ」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

原処分によると、条例第7条第2号、同条第3号の規定によって、該当する部分を非公開にしたとしている。

しかし、改正ポイ捨て条例は、「ポイ捨てや道路等での喫煙を防止することで、きれいなまちの実現と皆さんの身体や財産の安全を確保し、良好で快適な生活環境を確保すること」を目的としており、該当情報は条例第7条第2号イで非公開情報から除外されている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に当たることから、公開しないことは違反、違法である。

また、本件は長野市が委託している「改正ポイ捨て条例施行に伴う巡回パトロール業務」に関する情報であり、条例第7条第2号エに規定されている「実施機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公開することが必要であり、かつ、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる情報であって実施機関が公表した基準に該当するもの」として公開すべきである。

さらに、条例第7条第4号では「公開することにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については非公開とする規定があるが、契約違反、条例違反をしている委託業務であることから、公開しない決定こそが犯罪の予防や公共の安全などに違反、違法である。

加えて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の第27条第1項第3号によると、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は個人データを第三者に提供することが可能であり、公衆衛生の向上に必要な改正ポイ捨て条例に基づく啓発活動であるパトロール業務が現状の委託業務では正常に行われていないことから、勤務実態などを勤務先等に照会して正常な業務を求めるために氏名などの個人情報が必要であるが、非公開とされたために実態把握等の調査ができなくなっており、公衆衛生の向上につなげることができていない。

改正ポイ捨て条例第4条第1項は、「市民等は、自らポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する意識を高めるとともに、まちの美化活動に努めなければならない。」としているが、条例によるパトロール業務の不正行為を防ぐ

ことができず、本件処分により、意識を高めること、市民としての権利を侵害されている。

本件処分によって非公開とされた個人情報や法人などの情報は、委託業務の違法状態を把握するために必要不可欠であり、実際に委託業務で禁止されている行為などを把握していることから、さらなる不正や違法行為を確認するためにも公開が必要である。

公金の支出による委託業務の内容を把握し、違法な公金の支出を防ぐ公益性からも公開が必要である。

以上の点から、原処分のうち、法人に関する情報を非公開とした処分の取り消しを求めるため、本審査請求を提起した。

4 実施機関の弁明要旨

情報公開の可否は、一義的に条例の規定によって判断すべきであり、審査請求人の審査請求の理由のうち、条例第7条第2号イ、同条同号エ、同条第4号に該当するとの主張及びその他の主張はいずれも失当であり、本件処分は妥当であると考える。

審査請求の対象となった公開情報の非公開処分の理由として、条例第7条第2号は適用していない。

さらに、条例第7条第4号を引用して違法であると主張しているが、本件処分は条例の規定にのっとったものであることは前述のとおりであり、本件処分の理由に条例第7条第4号は適用していない。

改正ポイ捨て条例第4条は、市民自らが行うことを定めているものであり、市民が他者の行動の監視を行うことまでは求めている。

なお、条例第7条第3号ただし書きに該当し、公にすることが必要と認められる情報については、公開することによる公益（人の生命、健康、生活又は財産の保護）と公開することによる事業者の不利益とを比較衡量した上で、適正に判断する必要がある。

その上で公開する事例としては、人の健康等の保護に実質的に重大な影響を及ぼすものが考えられるが、審査請求人が主張する市民としての権利の侵害、更なる不正や違法行為を確認するため等の理由は公開する上での根拠とはならず、条例第7条第3号ただし書きを適用すべきものとして公開する情報には当たらない。

よって、本件処分で非公開とした情報は、条例第7条第3号ただし書きには該当せず、処分は妥当であるとする。

ただし、事業者の契約一部不履行に関する事項については、本件処分時に事実確認ができていなかったため、条例第7条第3号アにおいて保護の対象としている「法人の正当な利益」を守るために非公開としたが、調査の結果、事実であることが判明し、当該事項については守るべき「法人の正当な利益」に当たらないと判断したことから、公開する。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例第1条には、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすること等情報公開の総合的な推進に関し定めることにより、市民の市政参加を一層促進するとともに、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市政運営における透明性の向上を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」とされている。

この条例において、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の目的を実現するため、その運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、本件審査請求について判断するものである。

(2) 対象行政情報について

本件処分の対象となった行政情報は、実施機関が作成した「令和5年3月3日対応記録用紙」である。

(3) 本件審査請求に対する審議事項について

実施機関は、上記(2)について部分公開とする処分を行い、非公開とした部分については条例第7条第3号に該当するものとしている。

そこで、当審査会は本件対象行政情報を見分し、条例第7条第3号に該当するか、また、その他事項に該当する部分が存在するか等について判断する。

(4) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人その他団体に関する情報であって、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものは原則非公開とする規定である。

対象行政情報を見分したところ、条例第7条第3号により非公開とした部分は、パトロール業務による指導の状況及び特定の店舗名であった。

パトロール業務による指導の状況については、巡回した地域の飲食店前における路上喫煙の状況が記載されているが、特定の地域名、特定の飲食店名は記載されておらず、公開したとしても当該地域や飲食店の正当な利益を害するおそれは少ないと判断する。

また、法人の巡回指導員ではなく、同行した市職員が歩行喫煙者に注意を実施した旨の記述もあるが、上記の路上喫煙について巡回指導員が指導中、代わりに注意を実施したという状況であったと考えられ、公開したとしても業務委託先である法人の正当な利益を害するものではないと判断する。

一方、特定の店舗名については、「長野駅前」という特定の地域名が公開されており、その後段に公開されている内容も周辺の環境が悪いことを想起させるものであることから、公開された場合には当該店舗の利用が敬遠されるなど、権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると考えられ、条例第7条第3号による非公開処分は妥当であると判断する。

なお、条例第7条第3号本文には「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」とし

て例外的な公開に関する規定があるが、当該情報に係る法人等の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る状況とは言えず、当該情報を公開する必要性と正当性までは認められないことから該当しない。

よって、条例第7条第3号による非公開部分は、特定の店舗名については妥当であるが、パトロール業務による指導の状況については公開すべきと判断する。

(5) その他事項の該当性について

審査請求人は、条例第7条第2号に言及しているが、同条同号は、個人に関する情報は原則非公開とする規定であり、本件処分とは関係がなく、実施機関も公開、非公開の理由として採用していない。

また、審査請求人は条例第7条第4号に言及しているが、同条同号は、公開することにより人の生命、身体又は財産等に被害をもたらし、犯罪を誘発したり、容易にしたりするおそれがある情報については、公共安全を確保し、秩序を維持する必要上、公開しないことを定めたものであり、本件処分とは関係がなく、実施機関も公開、非公開の理由として採用していない。

さらに、審査請求人は個人情報保護法の第27条第1項第3号にも言及しているが、同条同項同号は、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く、いわゆる民間の個人情報取扱事業者による個人情報の第三者提供の制限に関する規定であり、実施機関を含む行政機関での利用及び提供の制限について規定した同法第69条各項各号には、同様の規定は存在しない。

その他、審査請求人は、他の法令等を引用した主張を種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 判断

以上のことから、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

(7) 審査にかかわった委員

会長 関 良徳、委員 飯田 武寛、委員 久田 道人、委員 三浦 正士、
委員 中澤 和彦

6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年6月19日	審査会（諮問書及び弁明書受理）
令和5年8月21日	審査会（審議）
令和5年9月12日	審査会（審議）
令和5年10月3日	審査会（審議）
令和5年10月24日	審査会（審議）
令和5年11月14日	審査会（審議）

令和 5 年12月26日	審査会（審議）
令和 6 年 1 月30日	審査会（審議）
令和 6 年 2 月15日	審査会（審議）
令和 6 年 4 月 9 日	答申

【別表】

公開すべき部分
「内容」のうち（2班）に関する報告事項の3行目及び4行目の全て